令和6年度 紀勢地区広域消防組合

人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)新規採用試験【競争試験】 【令和6年4月1日採用】

職 種		受験者数		採	用者	数		
		試験区分	男性	女性	計	男性	女性	計
	消防職	初級	7人	0人	7人	6人	0人	6人

(2)退職者数【令和6年度中】

区分	定年退職	応募認定退職	普通退職等	計
消防職	0人	0人	1人	1人

(3) 職員数【令和6年4月1日現在】

条例定数	職 員 数	比 率
(A)	(B)	(B/A)
92 人	84 人	91.3%

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況【令和6年度一般会計決算】

管内人口 (R6.4.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
20,055 人	825,949 千円	24,074 千円	664,307 千円	80.4%

- (注) 人件費には、児童手当及び特別職に支給される報酬が含まれています。
- (注) 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(2) 職員給与費の状況【令和6年度一般会計決算】

職員数 (A)	給料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 (B)	一人当たり 給与費(B/A)
84 人	309,574 千円	72,057 千円	126,467 千円	508,098 千円	6,048 千円

- (注) 職員手当には、退職手当、児童手当は含まれていません。
- (注) 特別職に支給される報酬は含まれていません。

(3)職員の初任給の状況【令和6年4月1日現在】

区分	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職員(大学卒)	213,600 円	224,300 円
一般行政職員(短大卒)	201,000 円	212,100 円
一般行政職員(高校卒)	188,000 円	199,400 円

⁽注)採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受けることとなる 給料額について掲げたものである。

(4) 一般行政職員の経験年数別平均給料【令和6年4月1現在】

経験年数 10 年~14 年	経験年数 15 年~19 年	経験年数 20 年~24 年
232,000 円	256,200 円	297,100 円

(5) 一般行政職員の級別職員数の状況【令和6年4月1日現在】

区分	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6級	
標準的な 職務内容	係員	副主任 係員	係長 主査 主任	課長補佐 署長補佐 分署長 出張所長	次 長 室 長 署 長	消防長	計
職員数	13 人	9人	48 人	8人	5 人	1人	84 人
構成比	15.5%	10.7%	57.1%	9.5%	6.0%	1.2%	100.0%

(6)年齢別職員構成の状況【令和6年4月1日現在】

年齢区分	職員数	構成比	年齢区分	職員数	構成比
20 歳未満	1人	1.2%	40~43 歳	7人	8.3%
20~23 歳	11 人	13.1%	44~47 歳	13 人	15.5%
24~27 歳	4 人	4.8%	48~51 歳	17 人	20.2%
28~31 歳	5人	6.0%	52~55 歳	6人	7.1%
32~35 歳	5人	6.0%	56~59 歳	9人	10.7%
36~39 歳	6人	7.1%	60 歳以上	0人	0.0%
		84 人	100.0%		

(7) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況【令和6年4月1日現在】

区分	→	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政	職員	296,500 円	362,600 円	42 歳

(8) 期末・勤勉手当、退職手当状況【令和6年度一般会計決算】

	期末・賞	助勉手	当		退職	手当	
支給月	期末手	当	勤勉手当	勤続年数	自己都	合	応募・定年
6月期	1.225	月分	1.025 月分	勤続 20 年	19.66950) 月分	24.586875月分
12 月期	1.275	月分	1.075 月分	勤続 25 年	28.03950)月分	33.270750月分
計	計 2.500 月分		2.100 月分	勤続 30 年	34.73550)月分	40.803750月分
強級の処質	色1- トス加	1台世界	置(5~15%)	勤続 35 年	39.75750)月分	47.709000月分
明が分り収号	手によるル	早拍區	∃ (3,~13,⁄0)	最高限度額	47.70900)月分	47.709000月分
+ 44	火 公 克 百	1 J	当たり支給額	1	人当たり支	を給額	(※)
支給	総額	1 /\	ヨたり又和領	自己都	『合		応募・定年
126,468 千円 1,4		1,506 千円		428 千円		0 千円	

^(※) 退職手当の1人当たり支給額は、令和6年度中の退職者に支給された平均額です。

(9)管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、状況【令和6年度一般会計決算】

	種 別	対象職員数	支給総額	1人当たり支給額
管理職	員特別勤務手当	6人	78 千円	13 千円
時間外	勤務手当	78 人	14,082 千円	181 千円
夜間勤	務手当	64 人	12,695 千円	198 千円
休日勤	務手当	64 人	12,826 千円	200 千円
特殊	救急救命士手当、防疫作業手当	19 人	1,277 千円	67 千円
勤務手当	緊急消防援助隊派遣手当	0人	0 千円	0 千円

(10) その他の手当【令和6年4月1日現在】

種別		内容、支給単位		
扶養手当	配偶者	6,500 円		
	子	10,000 円 (満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 満 22 歳に達する日後の 3 月 31 日までの間にある子につ いては 5,000 円加算する。)		
	その他の扶養親族	6,500 円		
住居手当	借家・借間居住者	家賃月額に応じて最高 28,000 円		
通勤手当	自動車等使用者 使用距離に応じて最高 31,600 円			
管理職 手当	管理・監督の地位 にある職員	消防長 45,000 円、次長、課長級 40,000 円、 副署長、特命監 35,000 円		

(11)特別職の報酬等の状況【令和6年4月1日現在】

区分	報酬の年額	区分	報酬の日額	
管理者	6,000 円	情報公開・個人情報保護審査	10 000 ⊞	
副管理者	5,000 円	会委員	10,000 円	
組合議員	5,000 円	行政不服審査会委員	10,000 円	
監査委員(識見を有する者)	15,000 円			
監査委員(組合議員)	5,000 円			

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況【令和6年4月1日現在】

区分	毎日勤務者	交替制勤務者
勤務時間	午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分 (7 時間 45 分)	午前 8 時 30 分~翌日午前 8 時 30 分 (15 時間 30 分)
休憩時間	正午~午後 1 時 00 分 (1 時間 00 分)	正午~午後 1 時 00 分 午後 6 時 00 分~午後 8 時 00 分 [仮眠①]午後 8 時 30 分~午前 2 時 00 分 [仮眠②]午前 2 時 00 分~午前 7 時 30 分 (8 時間 30 分)
週休日	土曜日・日曜日	4週間につき8日
休日	国民の祝日に関する法律(S23 法律 年末年始(12 月 29 日から翌年の	

(2)休暇の種類【令和6年4月1日現在】

種類	内容					
年次	労働基準法第39条の規定に基づき与えられる有給の休暇	です。				
休暇	1年につき最高20日間付与される。(前年からの繰越分	:上限20日間)				
病気	負傷または疾病のために勤務することができない職員に対	し、医師の証明書等に基				
休暇	づき、療養のため勤務しないことが認められる必要最小限					
	念させる目的で、設けられた有給(一定期間経過後に俸給	合が半減される。)の休暇				
	です。					
特別	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないこ	とが相当である場合に認				
休暇	められる有給の休暇です。					
	主な取得事由 休暇日数					
	選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認め					
	裁判員、証人等として国会、裁判所等へ出頭する場合	必要と認められる期間				

		,
特別	骨髄移植に伴う検査、入院等する場合	必要と認められる期間
休暇	自発的に報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	暦年において5日の範 囲内
	結婚する場合	連続する5日の範囲内
	8週間以内に出産予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの期間
	女性職員が出産した場合	8週間までの期間
	職員の妻が出産する場合	2日の範囲内
	育児に参加する場合	6週間以内に出産予定 又は出産の日後1年を 経過する日までの間に 5日の範囲内
	小学校就業前の子の看護をする場合	暦年において 5 日の範 囲内(当該子が 2 人以上 は 10 日)
	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1日の範囲内
	親族が死亡した場合	連続する「親族関係に応 じた日数」の範囲内
	夏季休暇	7月~9月の期間内にお ける5日の範囲内
	地震等の災害により職員の現住居が損壊等した場合	7日の範囲内
	地震等の災害又は交通機関の事故等により出勤すること が著しく困難な場合	必要と認められる期間
	地震等の災害において退勤途上の身体の危険を回避する ため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷 2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介いことが相当であると認められる場合における無給の休暇	↑護をするため、勤務しな

(3) 育児休業等取得者数【令和6年】

百 日		取得数			
	項目	男性	女性	合 計	
育	児 休 業	2 人		2 人	
育児	短時間勤務	0人		0 人	
部	分 休 業	0人		0 人	
	配偶者出産休暇	3人		3人	
特別休暇	育児参加休暇	2 人		2 人	
	子の看護休暇	2 人	_	2 人	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分及び懲戒処分の状況【令和6年度】

分限	処分	懲戒	処分
免職	0人	免職	0人
降任	0人	停職	0人
休職	0人	減給	0人
		戒告	0人

5 職員の服務の状況

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

また、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

地方公務員法が定める服務規程

【第32条】 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職員は、その職務の遂行に当っては法令、条例等を遵守し、かつ(違法が明白な場合を除き)上司の命令に従わなければならならない。

【第33条】 信用失墜行為の禁止

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、勤務時間外、職務外の行為であっても、法令順守義務の違反や特別区の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為は禁止されている。

【第34条】 秘密を守る義務

「守秘義務」ともいわれ、秘密とは、一般に知らされていない事実であって、それを一般に知らせることが一定の利益侵害になると客観的に考えられるものを指す。この義務に違反した場合は、懲戒処分に加え、刑罰が科されることがある。

【第35条】 職務に専念する義務

勤務時間中は職務に専念する義務があり職務に関係ないことをしてはならない。この義務は年次有給休暇や研修など、法律または条令に特別の定めがある場合にのみ免除される。

【第36条】 政治的行為の制限

職員の政治的中立性を確保し、かつ、保証することによって、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員が政治的行為を行わなかったことによって不利益な取り扱いを受けないことも保障される。

【第37条】 争議行為等の禁止

憲法第28条は、勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しているが、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性に基づき、争議行為が禁止されている。

【第38条】 営利企業等の従事制限

職員が営利企業等に従事することは、職務の公正な執行をさまたげ、職務に専念する義務に悪影響を及ぼすおそれがある。私企業経営、アルバイト等に従事することは、勤務時間の内外を問わず制限されている。申し出によって任命権者の許可を受ければ、営利企業等に従事することができるようになる場合もある。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 【令和6年度】

(1) 研修等の状況

区分	研修等の名称	受講者数
	初任科	4 人
	警防科(警防課程)	_
	予防査察科(予防査察課程)	_
	火災調査科(火災調査課程)	_
	危険物科 (危険物課程)	1人
	特殊災害科(特殊災害課程)	-
	救助科(救助課程)	-
 三重県消防学校	救急科 (救急課程)	_
二里朱月Ŋ子仪	初級幹部科	2 人
	中級幹部科	-
	上級幹部科	_
	特別科(指揮課程)	-
	特別科(指導救命士課程)	_
	特別科(ビデオ喉頭鏡気管挿管追加講習)	_
	特別科(救急救命士ブラッシュアップ講習)	1人
	特別科(救急救命士処置拡大教育)	_
消防大学校	専科教育 (救助科)	1人
救急救命東京研修所	救急救命士養成教育	2 人

(2) 勤務成績の評定の概要

紀勢地区広域消防組合職員の人事評価実施規程(平成28年訓令第2号)に基づき実施しています。

項目		内容	
	職員力	がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に	
	把握する	ることで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務	
目 的	員の育品	成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、	
	組織全体	本の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サー	
	ビス向_	Lの土台をつくることを目的としている	
	能力	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発	
 評価方法	評価	揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。	
計៕力法	業績	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の	
	評価	取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。	
評価期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで		
対象者	全職員		

7 職員の福祉及び利益の保護の状況【令和6年度】

(1) 共済組合負担金

地方公務員等共済組合法に基づく三重県市町村職員共済組合に対する負担金)

金額	1人当たりの負担額
99,319 千円	1,182 千円

(2) 安全衛生管理体制

職員の安全と健康を維持し、快適な職場環境の保持と増進を促進するため、紀勢地区広域消防組合職員安全衛生管理規程(平成27年訓令第4号)に基づき、総括安全衛生管理者を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

健康診断	受診者数	感染症予防	接種者数
定期健康診断	28 人	インフルエンザ予防接種	84 人
人間ドック	56 人	B型肝炎ワクチン接種	7人
深夜業務健康診断	73 人	破傷風ワクチン接種	61 人
ストレスチェック	84 人	麻しん・風しん・水痘・ 流行性耳下腺炎	5人

(3)職員の災害補償

	公務災害認定件数								
負 傷			 疾 病						
				公務上		その他			
自己職				の負傷		公務起		A = 1	
務遂行	出張中	その他	計	に起因	職業病	因性の	計	合計	
中					する疾		明らか		
				患		な疾病			
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

通勤災害認定件数				
出勤途上	退勤途上	合計		
0人	0人	0人		

地方公務員災害補償法(S42 法律第 121 号) に基づく地方公務員災害補償基金負担金 1,235 千円

8 公平委員会の業務の状況【令和6年度】

勤務条件に関する 措 置 要 求 件 数	不利益処分に関する 不服申立ての状況	合計
0 件	0 件	0 件

9 福利厚生事業の状況

当組合は、会員の福利増進はもとより、地方自治の振興に関する意識の向上を図り市町行政の円滑かつ能率的な運営に寄与することを目的として、県内の市町及び一部事務組合等で構成された「三重県市町職員互助会」に加入しています。

(1) 互助会の運営

三重県市町職員互助会は、職員の掛金と加入団体の負担金により運営されています。

・職員掛金(個人負担)・・・ 給料月額の6/100

・負 担 金 (公費負担) ・・・ 給料総額の4/100

(2) 互助会負担金及び公費を伴う事業等

年度	負担金	公費を伴う事業	財源内訳
令和6年度 (決算額)	1,240 千円	職場研修助成金 メンタルヘルス事業 カウンセリング事業	負担金 100%
		健康づくり補助金	掛金 40%・負担金 60%
		自己実現支援補助金	掛金 60%・負担金 40%
令和7年度 (予算額)	1,381 千円	職場研修助成金 メンタルヘルス事業 カウンセリング事業	負担金 100%
		健康づくり補助金	掛金 40%・負担金 60%
		自己実現支援補助金	掛金 60%・負担金 40%